

廿日市市納骨堂

使用者募集のご案内

募集対象墓地：第三霊峯墓苑（納骨堂）



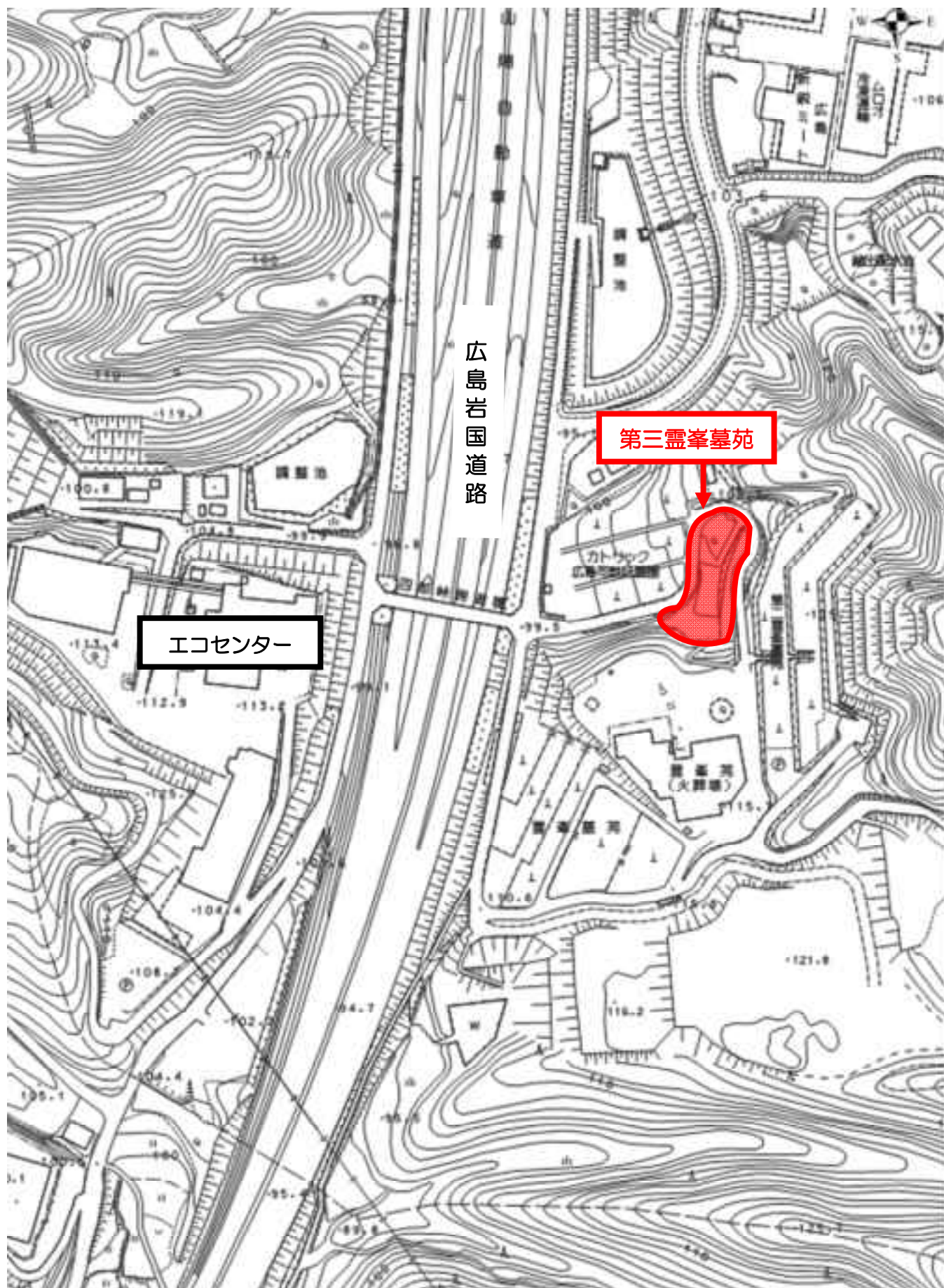
令和7年5月

廿 日 市 市
生活環境部人権・市民生活課

目 次

1. 墓地の位置図.....	1
2. 本納骨堂の利用について.....	2
3. 納骨堂の名称・所在地.....	2
4. 募集数.....	2
5. 使用料.....	2
6. 応募要件.....	2
7. 申込みの手続き	3
8. 申込受付期間及び場所	4
9. 申込みの際の注意事項.....	4
10. 使用料の納入.....	4
11. 納付後、領収書を廿日市市へ提示.....	4
12. 墓地使用開始届（様式第12号）の提出	4
13. 納骨の条件.....	4
14. 申込み～使用開始までの流れ	5
15. 焼骨の引渡し	6
16. 墓地使用上の注意事項	6
17. その他.....	6

1. 墓地の位置図（第三霊峯墓苑（納骨堂））



2. 本納骨堂の利用について

本納骨堂は、**急な親族の死亡により納骨先が決まっていなかった遺骨の一時保管所**です。

※ 使用料の支払いなく使用者が不明となった場合には、本市において無縁合葬墓に改葬することもあります。

3. 納骨堂の名称・所在地

名 称：第三霊峯納骨堂

所 在 地：廿日市市宮内4003番地

形 式：納骨堂（骨壺に入れた焼骨を収蔵する施設）

4. 募集数

応募要件を満たす人全員（抽選はありません）

5. 使用料

1 体につき5年間ごとに10,000円（延長は20年間まで）

6. 応募要件

- ① 廿日市市に住民登録をしている方で焼骨を有する方又は最終住民登録地が廿日市市だった死亡者の焼骨を有する方の内、収蔵のための納骨堂を必要とする方
- ② 現に市営墓地（合葬墓を除く。）を使用していない方
- ③ **令和8年2月16日(金)**までに使用料を一括で納入し、**令和8年3月31日(火)**までに納骨・改葬を完了できる方

※ 現に市営墓地の使用している方であっても、現在使用分を返還することを条件として新たに応募することができる場合があります。

7. 申込みの手続き

(1) 収蔵の場合

今まで墓地等を所有されていなかった方が新たに遺骨を納める場合

【必須書類】

- ① 墓所等公募申込書（様式第1号）
- ② 墓所等使用許可申請書（様式第6号）
- ③ 申請者の住民票の写し（※世帯全員分、続柄記載、本籍地記載）
- ④ 火葬許可証

※ 火葬許可証を紛失その他の理由により準備できない場合は、死亡の確認ができる書類を提出し、代わりとなる証明書の申請をしてください。

【場合により必要な書類】

- ⑤ 死亡者の住民票の除票の写し（※続柄記載、本籍地記載）

【申請者が市外在住者の場合】

- ⑥ 死亡者との続柄が確認できる戸籍（除籍）謄本

【火葬許可証で死亡者との続柄が確認できない場合】

(2) 改葬の場合

既に別の墓地や納骨堂に納めている遺骨を移転する場合

【必須書類】

- ① 墓所等公募申込書（様式第1号）
- ② 墓所等使用許可申請書（様式第6号）
- ③ 申請者の住民票の写し（※世帯全員分、続柄記載、本籍地記載）
- ④ 改葬許可証

※ 改葬許可証の申請については、市区町村により手続きの方法が異なります。

現在納骨している墓地所在地の市区町村に改葬許可の手続きについて確認してください。

【場合により必要な書類】

- ⑤ 死亡者の住民票の除票の写し（※続柄記載、本籍地記載）

【申請者が市外在住者の場合】

- ⑥ 死亡者との続柄が確認できる戸籍（除籍）謄本

【改葬許可証で死亡者との続柄が確認できない場合】

8. 申込受付期間及び場所

受付期間：令和7年5月8日（木）から令和8年1月16日（金）まで

※ 土、日、祝日（閉庁日）は受付を行いません。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

受付場所：廿日市市役所1階 生活環境部 人権・市民生活課

9. 申込みの際の注意事項

（1）申込みにあたっては、必ず事前に現地を確認しておいてください。

※ 現地での説明は行いません。

（2）郵送、電話、FAXによる受付は行いません。

（3）提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

10. 使用料の納入

納付書により使用料を指定金融機関へ納入

令和8年2月16日（金）までに必ず納入してください。

納骨堂使用料 1体につき5年間 1万円

11. 納付後、領収書を廿日市市へ提示

納付後、領収書を廿日市市人権・市民生活課へ提示してください。

墓所等使用許可証（様式第9号）を交付します。

12. 墓地使用開始届（様式第12号）の提出

墓所等使用許可証（様式第9号）を受取後、墓地使用開始（変更）届（様式第12号）を廿日市市人権・市民生活課に提出してください。

申込時に提出している方以外の納骨はできません。

13. 納骨の条件

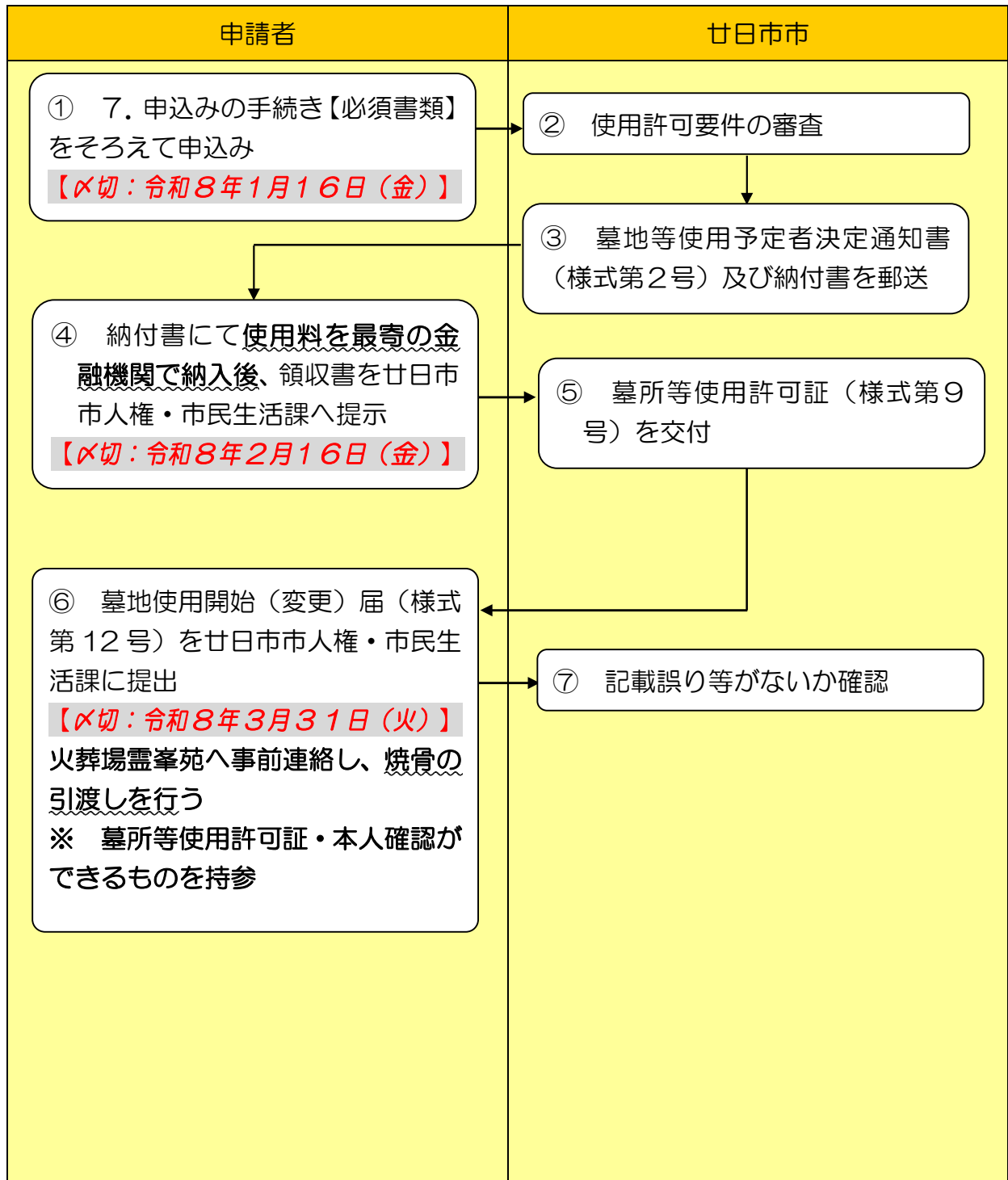
（1）当納骨堂には焼骨（人骨）以外は収蔵できません。

（2）納骨堂へ収蔵する焼骨は骨壺に納めてください。

（3）納骨への立ち合いはできません。

14. 納骨堂の申込み～使用開始までの流れ

注：太字の手続には×切があります。



15. 焼骨の引渡し

火葬場霊峯苑（TEL0829-39-0265）へ事前に連絡のうえ、火葬場職員に骨壺に入れた焼骨を引き渡してください。

お預かりした焼骨は、職員が責任をもってお納め（設置）します。

なお、納骨への立会いは行えませんので、ご了承ください。

令和8年3月31日（火）までに納骨・改葬を完了してください。

16. 墓地使用上の注意事項

- （１）使用権の譲渡及び転貸はできません。
- （２）納骨の立合いはできません。
- （３）お供え物は各自で持ち帰るなど、墓地内の環境改善にご協力をお願いします。
- （４）第三霊峯墓苑内におけるロウソク・線香などの火気の使用は、禁止いたします。
- （５）清掃によるゴミは持ち帰るか、所定のゴミ捨て場に入れてください。
- （６）献花は極力しないようにお願いします。
- （７）灯ろう、塔婆の持ち込みは禁止します。
- （８）次のような場合は届出が必要です。詳しくは人権・市民生活課までご相談ください。
 - ① 納骨堂使用者が住所又は氏名を変更した場合【住所（氏名）変更届】
 - ② 使用許可証を紛失又は汚損した場合【墓所等使用許可証再交付申請書】
 - ③ 納骨堂の使用者が死亡した場合【相続による使用権移転届】
 - ④ 納骨堂の使用の必要がなくなった場合【納骨堂返還届】※既納の使用料は、原則として返還しません。
- （９）墓苑敷地内での事故、盗難等について、市は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

17. その他

廿日市市墓地「第三霊峯納骨堂」は、廿日市市墓地等設置及び管理条例、同条例施行規則により管理されています。

廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市 生活環境部 人権・市民生活課（廿日市市役所6階）

（0829）30-9147（ダイヤルイン）

記載例

様式第1号（第3条関係）

墓所等公募申込書

令和7年 5月〇〇日

廿日市市長 様

申請者 住 所 廿日市市下平良一丁目11番1号

ふりがな はつかいち たろう
氏 名 廿日市 太郎

電話番号 0829-20-0001

墓所等の使用者の公募に申し込みたいので、廿日市市墓地等設置及び管理条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり提出します。

墓地等の名称	第三霊峯墓苑・納骨堂
墓所等の種別	樹木葬墓・合葬墓・納骨堂
申込み区分	埋蔵(収蔵)・改葬・生前(合葬墓のみ)

※ 以下は、申込み区分において「埋蔵(収蔵)」又は「改葬」を選んだ方のみ記入してください。

死亡者氏名・続柄	廿日市 父太郎 ・ 父
納骨予定数 (合葬墓・納骨堂のみ)	1 体
焼骨保管場所 (埋蔵(収蔵)場所)	〇〇墓地 ××県△△市□□番地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載例

墓所等使用許可申請書

令和7年 5月〇〇日

廿日市市長 様

申請者 住 所 廿日市市下平良一丁目11番1号

ふりがな はつかいち たろう
氏 名 廿日市 太郎

電話番号 0829-20-0001

次のとおり墓所等の使用許可を受けたいので、廿日市市墓地等設置及び管理条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。

墓 地 等 の 名 称	第三霊峯墓苑・納骨堂
墓 所 等 の 種 別	樹木葬墓 ・ 合葬墓 ・ 納骨堂
使 用 区 画	番
面 積	m ²
申 込 み 区 分	埋蔵(収蔵) ・ 改葬 ・ 生前(合葬墓のみ)

※ 以下は、申込み区分において「埋蔵(収蔵)」又は「改葬」を選んだ方のみ記入してください。

死 亡 者 氏 名 ・ 続 柄	廿日市 父太郎 ・ 父
納 骨 予 定 数 (合葬墓・納骨堂のみ)	1 体
焼 骨 保 管 場 所 (埋蔵(収蔵)場所)	〇〇墓地 ××県△△市□□番地

添付書類 裏面のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

